

## 認定ポイント対象企業主催研修申請に関する要項

1. 慢性腎臓病関連の研修のうち、下記基準を満たした場合、認定ポイント対象企業主催研修として認める。

研修に対して認定番号を付与する運用であり、過去に認定を受けた研修を開催している企業であっても、研修毎の申請が必要である。

※本制度への移行については、「7. 移行措置と認定番号」をご参照ください

2. 認定基準

- 1) 営利企業が主催である
- 2) 営利目的ではない (※1)
- 3) 慢性腎臓病の療養指導に関わる内容を主とする
- 4) 慢性腎臓病療養指導看護師 (CKDLN) にふさわしい水準を保っている
- 5) 参加資格に看護職が含まれる
- 6) 研修の参加者に対し、受講終了後に参加証が発行される  
ただし、研修時間の 4/5 時間以上の参加を必要とする (※2)

### ※1

特定の薬剤や機器等の宣伝になる内容は、対象外です。

### ※2

参加証には、下記項目を記載すること

- ・研修名
- ・開催年月日
- ・参加者氏名
- ・認定番号
- ・認定ポイント
- ・研修主催企業
- ・研修主催企業の押印

3. 申請方法

- 1) 以下の書類を、日本腎不全看護学会事務局へメールで提出する。

- ・所定の申請書
- ・研修の概要 (研修の内容がわかるもの)

- 2) 審査料として 1,100 円 (税込) を納付する。

4. 申請期限

研修開催日の 1 ヶ月前まで

5. 審査方法

申請書類をもとに認定委員会にて審査を行い、理事会での承認を得る。

6. 審査結果の通知

日本腎不全看護学会事務局を通じて、申請者あてに審査結果を通知する。

7. 移行措置と認定番号

本制度への移行に伴い、下記措置を適用する。

1) 前制度での認定期間が 2023 年 3 月まで

開催日が 2023 年 3 月 31 日までの研修については、改めての申請は不要とし、旧 JANN 認定番号でのポイントを認め、かつ、審査料を徴取しない。

2) 前制度での認定期間が 2024 年 3 月まで

開催日が 2024 年 3 月 31 日までの研修については、改めての申請は不要とし、旧 JANN 認定番号でのポイントを認め、かつ、審査料を徴取しない。

2022 年 11 月 20 日 施行

以上